

福崎町週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

1 目的

建設業界では将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、週休2日について達成状況に応じた、工事成績評定・経費補正等を行うことで、より多くの建設会社に無理なく制度導入を促し、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば28.5%以上を達成したものとする。

なお、降雨、降雪その他受注者の責によらない理由により予定外に現場閉所となった日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 対象期間

現場稼働中の工期をいい、工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後の後片付け期間その他発注者が対象外と認める期間を除く期間をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所を含めて終日現場作業を行わない状態をいう。

3 対象工事

基本的に、福崎町が発注する全ての工事を対象とする。

<対象外工事>

- (1) 「福崎町工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象とならない工事

(2) 地域の実情等で作業期間に制約があり対応が困難な工事

(3) 現地作業が1週間に満たない工事

※ 災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

4 実施方法

- ・ 発注者は、入札段階（入札公告又は特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明示する。（別紙1参照）
- ・ 受注者は、契約後、対象期間における週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画を提出する。
- ・ 発注者は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障を及ぼさないよう、ワンデーレスポンスに努めるものとする。
- ・ 受注者は、下請企業に対し、週休2日制度の取組にあたり、必要な事項について協力を求めるものとする。

5 工事成績評価

- ・ 週休2日の達成状況に応じて、福崎町工事成績評価実施要領及び審査項目別運用表に基づき評価を行うものとする。
※悪天候や作業工程上の制約その他やむを得ない理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月当たり2日を上限として、土曜、日曜の現場閉所日を平日に振り替えることができる。なお、完全週休2日または月単位の週休2日の要件を満たすよう振り替えることとする。
- ・ 受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに認められない場合は、福崎町工事成績評価実施要領に基づき、「法令遵守等」の項目において減点措置を行う。

6 確認方法等

- ・ 工事現場の現場閉所は、受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。（別紙2参照）
- ・ 土曜や日曜に現場作業を実施していなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・ 悪天候、工程上の制約その他やむを得ない理由により平日を現場閉所とし、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月当たり2日を上限として土曜、日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・ 受注者の作業員や下請企業が現場閉所日に他の現場で従事することは妨げない。

- ・ 現場代理人、監理技術者、主任技術者及び監理技術者補佐は、現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを妨げない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

7 工事看板

週休２日制度対象工事の受注者は、週休２日制度の対象工事であることを工事看板に明示するものとする。（別紙３参照）

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙 1

1 週休 2 日制度

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行う。

2 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1 ヶ月あたり 2 日を上限として、土曜・日曜の現場閉所を平日に振り替えることを可能とする。

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休 2 日を達成した場合に工事成績の評価を行う。

明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。

5 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

別紙2

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
日 付		令和 年 月 日 (月分)					
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	休日数				備 考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ※ 2	休日数 (D) =B+C	
(休日取得率)			/				
(記載欄)							

・ 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

・ (C) は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

・ (D) の日数は、(D) ≤ (A) となる。

監 督 員	現 場	主任（監理）
	代 理 人	技 術 者

< 週休 2 日制度対象工事であることを明示する工事看板例 >

